

愛媛県屋外広告物条例及び同施行規則を改正しました。

(平成28年3月29日公布)

屋外広告物に安全性を求める声が高まっており、県民の安心安全を図り、屋外広告物に係る事故の発生を未然に防止するため、愛媛県屋外広告物条例及び同施行規則を改正しました。



改正の概要

1 屋外広告物の管理者の設置

平成28年10月1日施行

許可を受けて屋外広告物を設置するに当たっては、次の屋外広告物を除いて管理者を置かなければならないこととなりました。

【管理者を必要としない広告物】

- ・ 広告物の表示面積が10㎡以下かつ高さが4 m以下であるもの
- ・ はり紙、はり札等、立看板等、塗装、広告幕、広告旗及びアドバルーン

2 安全点検の実施

平成28年10月1日施行

期間の更新の許可申請時に屋外広告物の安全点検を実施しなければならないこととなりました。「1」の管理者を置いているときは、管理者が実施しなければなりません。更新の許可申請書に安全点検結果報告書を添付して提出していただくこととなります。

【点検項目(7項目)】

- ・ 取付(支持)部分の変形又は腐食
- ・ 主要部材の変形又は腐食
- ・ ボルト、ビス等のゆるみ、さび
- ・ 表示面の汚染、変色又は剥離
- ・ 表示面の破損
- ・ 照明装置、電気配線等の破損、劣化
- ・ その他

3 管理者の資格

平成30年10月1日施行

屋外広告物の安全性、安全点検の実効性をより高めるため、管理者になれる者が次の資格等を有する者に限定されました。

【資格等】

- ・ 屋外広告士
- ・ 職業訓練指導免許保持者、技能検定合格者、職業訓練修了者
(いずれも広告美術仕上げ又は帆布製品製造取付けに係るもの)
- ・ 建築士
- ・ 電気工事士
- ・ 電気主任技術者

※ 県や市が実施する屋外広告物講習会修了者は、管理者の資格等に含まれませんので御注意ください。